

都市整備局へ寄せられた都民の声(平成29年6月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
1	38	31	22	8	122	3	225

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)身体障害者用の駐車場の設置規定について

〇〇区のマンション(2004年竣工)の敷地内に障害者用の駐車場がありますが、その駐車場の運用形態について、法令上の規定等がありますか。

(対応)

平素、東京都の建築行政にご協力いただき、ありがとうございます。

東京都駐車場条例第17条の5第2項では、附置義務台数のうち1台以上を障害者の為の駐車施設として整備しなければならないと規定しています。この規定は、駐車施設の整備を義務付けるものであり、実際の運用(使用)方法については規定しておりません。また、その他、駐車施設の運用(使用)方法を定める条例上の規定はありません。ご利用にあたっては、マンションの管理組合等にご相談ください。